

## プラスチック資源循環促進法への対応について

### 1 実証事業の実施

#### (1) 目的

市内全域での容器包装プラスチック(以下、容プラ)と製品プラスチック(以下、製品プラ)の一括収集及び資源化・再商品化処理を円滑に導入するために、モデル地区を設定し、一括収集から資源化・再商品化処理までの一連の流れの中での課題を洗い出すとともに、それらの解決方法の確立を目指します。

#### (2) 内容

- ① 容プラと製品プラを(仮称)資源プラスチックとして久里浜収集事務所で一括収集し、(株)TBMのプラントにおいて資源化・再商品化処理を行います。
- ② 一括収集した収集物について、容プラと製品プラの割合や残さ量等を調査するとともに、資源化・再商品化処理までの各工程におけるコスト分析やCO<sub>2</sub>排出量の分析を行います。
- ③ モデル地区内の世帯へアンケートを行い、一括収集による課題や問題点を把握します。

#### (3) モデル地区

地区	世帯数
岩戸地区	2,722
池田町、吉井地区	3,311
計	6,033

#### (4) 実施期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

#### (5) 環境省の支援

本実証事業は、環境省の「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」に採択されたため、分析調査やアンケートの実施に関して、知見や経費的な支援を受けます。

## 2 再商品化計画の策定

プラスチック資源循環促進法第 33 条に基づき（株）TBM を再商品化実施者とする「再商品化計画」を策定しています。

11 月中旬には環境省への申請が完了し、11 月中には計画認定される予定です。

### （1）計画の概要

#### ① 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### ② 対象区域

令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月	実証事業のモデル地区の地域
令和 5 年 10 月～	市内全域

#### ③ 内容

一括収集した容プラと製品プラ（一部、アイクルのベール）を（株）TBM 横須賀工場で資源化・再商品化処理を行います。

また、法第 32 条の指定法人ルートも併用し処理します。

